

（あて先）胎内市長

押印してください。
なお、事前相談時は、不要です。

申込者

フリガナ	タイナイ タロウ	住 所	〒959-2693 胎内市新和町2-10
氏 名	胎内 太郎		
生年月日	S22年 9月 1日	携 帯 電 話	(090) XXXX-XXXX
E-mail	xxxxxxxxxx@xxxxxxxxxx.xx.xx	電 話 番 号	(0254) 43-6111
所有者との続柄	本人・その他 ()	ファックス番号	(0254) 43-2868

西暦・和暦のいずれでも構いません。

空き家バンクに登録したいので、胎内市空き家バンク制度実施要綱第4条第1項の規定により、胎内市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）その他必要書類を添えて、次のとおり申し込みます。

所有者と申込者が異なる場合は、委任状を提出してください。

同意事項

連絡の取れる電話番号をいずれか一つ以上記入してください。
メールアドレス・ファックス番号については、お持ちであれば記入してください。

- 1 契約交渉の一切について、市が取引仲介に関して協力を要する者を含む。以下「取引仲介者」という。）に依頼すること。
- 2 登録申し込み物件の詳細な調査（立入り調査、写真撮影その他物件の確認に必要な調査全て）を取引仲介者が行うこと。また、その調査結果の全てを市に提供すること。
- 3 空き家バンク登録のため、私が提供した物件情報を公表すること。
- 4 空き家バンクの登録に係る私の個人情報を記載した胎内市空き家バンク物件登録カードを空き家バンク利用希望登録者（以下「利用希望登録者」という。）へ提供すること。
- 5 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の報酬を取引仲介者に支払うこと。
- 6 取引仲介者を介して行う交渉、契約及び契約成立後の問題等に関して、市が一切関与しないこと。
- 7 市が胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に基づき、暴力団等排除措置を講じるに当たり必要があるときは、新発田警察署長に照会すること。
- 8 登録に係る資産及び設備の状況の調査について、市が行うこと。

（備考）

- 1 市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望登録者の間で行う空き家等の売買等に関する交渉及び契約等に関しての仲介行為は行いません。
- 2 胎内市個人情報保護条例（平成17年条例第12号）の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。
- 3 利用の目的、家族構成等個人情報でない情報を希望する物件が所在する行政区の区長（胎内市区長に関する規則（平成17年規則第7号）に定める区長をいう。）を通じて当該行政区に提供します。